

課題

- 福祉・介護人材については、有効求人倍率が他産業と比較して高いなど、人材の確保が課題となっている。
- 厚生労働省では、平成19年8月に「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(福祉人材確保指針)」を定め、この指針にそって、次のとおり、人材確保に取り組むこととしている。
 - ① 労働環境の整備の推進
 - … 就職期の者から魅力ある仕事として評価・選択されるとともに、従業員の定着を図ることができるよう、キャリアと能力に見合う給与体系の構築や、適切な水準の介護報酬の設定等
 - ② キャリアアップの仕組みの構築
 - … 従事者の質の向上が図られるよう、キャリアパスに対応した研修体系の構築等
 - ③ 福祉・介護サービスの周知・理解
 - … 働きがいのある仕事であることの理解の促進、ボランティア体験の機会の提供等
 - ④ 潜在的有資格者等の参入の促進
 - … 介護福祉士の資格を有していながら働いていない者の把握・就業支援等
 - ⑤ 多様な人材の参入・参画の促進
 - … 高齢者などの多様な人材の参入・参画促進



【論点(案)】

- 1. 障害者福祉を担う人材の確保を図るため、福祉人材確保指針に基づき、労働環境の整備の推進等の取組を進めていくべきではないか。**
- 2. キャリアと能力に見合う給与体系、適切な給与水準を確保するために、適切な報酬を設定するべきではないか。また、専門性の高い人材の評価の在り方を検討すべきではないか。**

(2) 中山間地等におけるサービスの確保の在り方

現状 ①

- 障害者自立支援法においては、身近なところでサービス利用ができるよう、種々の規制を緩和し、小規模な市町村でも障害者福祉に取り組むことが可能となるようにしたところ。

(規制緩和の例)

- ・ 一つの施設で異なる障害を持つ人に様々なサービスを提供できるよう規制を緩和
- ・ 障害福祉サービスの拠点として、空き教室や空き店舗、民家の活用ができるよう施設基準を緩和
- ・ 通所サービスについて、社会福祉法人のみならずNPO法人等も参入可能になるよう運営主体の規制を緩和等

(多機能型の特例)

- ・ 障害福祉サービス事業の実施に当たっては、必要定員(通常20名。ただし、厚生労働大臣が定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域においては10名。)を確保することとされている。
- ・ しかしながら、一事業所において、複数事業を一体的に行う場合には、生活介護・自立訓練・就労移行支援については最低定員を6名、就労継続支援については最低定員を10名、児童デイサービスについては最低定員を5名とし、多機能型事業所としての合計定員が、必要定員(20名又は10名)を満たすことで足りることとしている。

現状 ②

- また、介護保険サービス提供事業所が障害者にサービスを提供した場合も障害者自立支援法からの給付費が支給されるようにしているところ(基準該当障害福祉サービス、特区制度の活用)。

◆基準該当障害福祉サービス …… 874事業所(平成20年6月)

障害者自立支援法の指定基準を満たさないものの、これに準ずる厚生労働省令で定める基準を満たす事業所が提供する障害福祉サービス。

(対象サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労継続支援B型)

◆特区制度(934特区) …… 平成18年7月以降、全国で11地域が認定を受けている

特区の認定を受けた自治体内の障害福祉サービス提供基盤がない地域において、一定の要件を満たす介護保険法による小規模多機能型居宅介護事業所が提供する

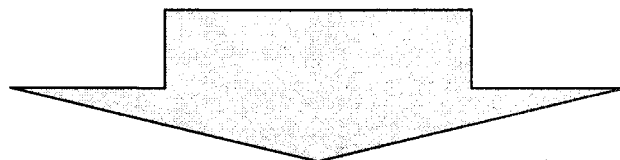
- i 「通いサービス」を、障害者自立支援法に基づく「基準該当生活介護」・「基準該当自立訓練」・「基準該当児童デイサービス」とみなし、
- ii また、「宿泊サービス」を、登録している障害者・児が利用した場合に、障害者自立支援法に基づく「指定短期入所」とみなし、

それぞれ、障害者自立支援法に基づく給付費の給付を可能とするもの。(高齢者と障害者を併せた員数をもって小規模多機能型居宅介護事業所の人員配置基準を満たせば良いこととされている。)

- なお、地域の実情に応じて、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業として、創作的活動・生産活動の機会等の場を供与する「地域活動支援センター」を位置づけているところ。

課題

- 安定的に経営を行うために十分なサービス利用者を確保することができない中山間地においては、様々な障害福祉サービスに対するニーズがあるものの、サービスを提供する事業所が存在しない地域もある。



【論点(案)】

(中山間地等におけるサービス確保の在り方)

各地域の障害福祉計画に基づき、基準該当障害福祉サービス事業所や、934特区の制度なども活用しながら、障害福祉サービスの基盤の整備を進めていくべきではないか。

さらに、基盤整備を促進するための何らかの工夫が考えられないか。

5 虐待防止・権利擁護

現状①

(1) 障害者の虐待防止法制について

- 障害者に対する虐待の防止については、障害者基本法において「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」とされている。
- 障害者自立支援法においては、市町村の責務として「障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと」とされている。

また、事業者に対しては「障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない」とし、同法に基づく障害福祉サービス事業所の遵守すべき基準においても「利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため（中略）措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

(参考) 法令上の規定のほか以下のような通知を发出。

■「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

1. 虐待に当たる行為、2. 虐待の未然の防止、3. 虐待の早期発見・対応、4. 対応後の支援、関係者の連携、等について通知。

- ただし、高齢者、児童については虐待防止法制が整備されている一方で、障害者に対する虐待防止法制は整備されていない。

	0～17歳	18～64歳(障害者)	65歳～
家庭内	児童虐待防止法(平成12年11月施行)	—	高齢者虐待防止法 (平成18年4月施行)
福祉施設等	児童福祉法(改正案)※国会提出中	(障害者自立支援法)	

(注) 高齢者、児童のいずれも議員立法。

(※) 例えば、高齢者の虐待防止法制では虐待の定義を明確にするとともに国、地方公共団体等の責務を規定している。また、養護者、要介護施設従事者の通報義務を規定するとともに、通報を受けた市町村等のとるべき措置などを規定している。

現状②

(参考1) 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書(平成19年12月7日)(抄)

5 サービス体系の在り方

障害者に対する虐待の際の対応の明確化を図るなど、障害者の虐待の防止等のための制度について検討。

(参考2) 全日本手をつなぐ育成会など当事者団体のほか、日本弁護士連合会などからも虐待防止法制を求める声が上がっている。

(参考3) 障害者に対する人権侵犯の件数(障害のある人に対する人権侵犯事件)は、平成19年で284件(うち暴行・虐待事案は52件)となっている。【法務省「平成19年中の「人権侵犯事件」の状況について(概要)】



【論点(案)】

- 高齢者、児童について虐待防止法制が整備されている中で、障害者の虐待防止法制についても検討すべきではないか。

(2) 権利擁護(成年後見等)の普及方策

現状

- 契約の内容を理解する程度には判断能力があるものの、十分ではないことにより自己の能力では様々なサービスを適切に利用することが困難な者のために、福祉サービスの利用に関する援助等を行うための事業として、「日常生活自立支援事業」が行われている。
- また、物事を判断する能力が十分ではない者のために、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、その者を法律的に支援する制度として、成年後見制度が民法に定められている。
- また、成年後見制度を利用しやすくするため、地域生活支援事業において、市町村が申立てを行う際の費用や後見人等の報酬の一部又は全部を助成する「成年後見制度利用支援事業」が設けられている。

日常生活自立支援事業と成年後見制度の概要

	日常生活自立支援事業	補助・保佐・成年後見制度
対象者(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者)	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者 (判断能力が一定程度あるが十分でないことにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者)	精神上的の障害により事理弁識する能力 能力が不十分な者 = 補助 能力が著しく不十分な者 = 保佐 能力を欠く常況にある者 = 後見
担い手・機関	都道府県・指定都市社会福祉協議会 事業の一部委託先として市区町村社会福祉協議会 (基幹的社協)等 法人の履行補助者として専門員、生活支援員	補助人・保佐人・成年後見人 (自然人として、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等及び法人) ※複数可
手続	基幹的社会福祉協議会等に相談・申込 (本人、関係者・機関、家族等) 本人と社会福祉協議会との契約	家庭裁判所に申立 (本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長等) ※ 本人の同意：補助＝必要 保佐・後見＝不要 家庭裁判所による成年後見人等の選任
援助(保護)の方法・種類	【方法】○本人と社会福祉協議会による援助内容の決定 【種類】○福祉サービスの情報提供、助言など相談 ○日常的金銭管理 ○書類等の預かり	【方法】○家庭裁判所による援助者の決定 【種類】○契約等の代理 ○契約等の取消しなど
費用	契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担	○原則として申立人が負担する費用 申立・登記の手続費用 ○本人の財産から支弁する費用 後見の事務に関する費用 成年後見人、監督人に対する報酬費用 等
費用の減免又は助成	生活保護利用者は公費補助 ※ 自治体独自で減免している場合あり	成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業)
制度の実施状況 (平成19年度)	知的障害者 1, 211人 精神障害者 1, 386人	申立件数 補助 967人 保佐 2, 298人 後見 21, 297人

出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課及び全国社会福祉協議会調べより一部抜粋

成年後見制度利用支援事業

【概要】

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る。

〔地域生活支援事業費補助金〕

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者。

【事業の具体的内容】

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

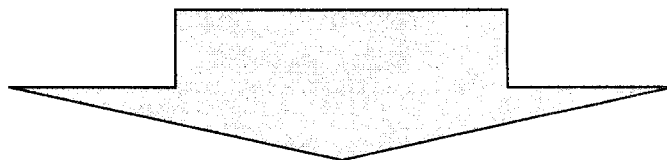
課題

- 成年後見制度利用支援事業を実施している市町村は、平成19年度は560市町村、利用者数は272人となっている。

【事業の実施状況】 平成20年4月1日現在における速報値

実施・・・560市町村(31%) 実施予定・・・101市町村(6%) 未実施・・・1150市町村(63%)

なお、補助金の対象を、市町村長が成年後見の申立をする場合に限っている市町村が多い。



【論点(案)】

(権利擁護(成年後見等)の普及方策)

成年後見制度利用支援事業等の活用をさらに進めるべきではないか。

6 介護保険制度との関係

現状

- 平成16年当時、介護保険制度の見直しに当たり、介護ニーズの普遍性や障害者施策の推進の観点から、介護保険の被保険者・受給者の範囲を拡大すべき（全年齢を対象とした介護サービスの保険給付を行うようにすべき、など）との議論があり、障害者自立支援法の制定時にも議論となった。

※現行制度では40歳以上の者が介護保険制度の被保険者。

- 介護保険制度の被保険者及び受給者の範囲については、平成17年改正介護保険法附則第2条第1項の規定を踏まえ、「介護保険制度の被保険者・受給者の範囲の在り方に関する有識者会議」において議論が行われた（平成18年3月～）。

（参考）平成17年改正介護保険法附則第2条第1項

「政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成21年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。」

- 上記有識者会議中間報告では、『「介護保険制度の被保険者・受給者範囲については、今後の社会保障制度全体（介護保険制度を含む。）の動向を考慮しつつ、将来の拡大を視野に入れ、その見直しを検討していくべきである」というのが、本有識者会議が到達した基本的考え方である』としながらも、『制度設計の具体化に向けた検討作業を継続しつつ、当面、介護保険の被保険者・受給者範囲拡大に関する国民的合意形成に向けた取組に努める必要がある。』としている。

- 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書（平成19年12月）では、抜本的な見直しの視点として「介護保険との統合を前提とせず、障害者施策としての在るべき仕組みを考察」とされている。



【論点(案)】

- 介護保険の被保険者・受給者の範囲の見直しについては国民的な合意形成が必要ではないか。また、障害者施策として必要な対策については、この議論にかかわらず、進めていくべきではないか。